小作争議調査表

No. 110

（昭和十年六月分）

場所	關係人員	地主關係團体	原因	要求事項	經過
筑紫郡春日村大字春日字先ノ原	地主 白水重太 小作人 池田桂助	ナシ	昭和九年十二月地主は該地を九百五十円にて購入したるが自作するを有利なりと考へ小作人に土地返還を要求したり小作人は之に應ぜざる為三月十八日小作調停の申請を為したるに因る	土地返還要求	六月廿四日村役場にて調停委員会開催、小作人はかつて小作料の滞納等なく且つ生活・擁護上土地返還には應ぜずと極力反対し、地主は小作人が農民組合に加入せるを理由に土地取上を主張したるも調停委員の協力の結果小作人は組合を脱退する旨表明したる結果左記條件にて解決す

發生	終熄	關係地種類面積	小作人關係團体
昭和十年三月十八日	昭和〃年六月二十四日	田三反二十二歩	ナシ

結果	備考
一、地主は小作人三名と引続き小作田六反一畝二十六歩は昭和十一年度裏作取上迄従来通りの小作料にて小作せしむること 二、小作人は昭和十一年度裏作取上げ後左記の通り地主へ返還すること 記 (1). 小作人 重松辛吉は小作田四反三畝十二歩の内一反二畝十二歩返還 (2) 仝 後藤慶吉は小作田一反二畝十九歩全部返還 (3). 仝 重松惣平は小作田六畝二歩全部を返還すること	

財團法人 協調會福岡出張所